

# 伯耆町

平成25年1月発行 NO. 1

# 農業委員会だより



上野ため池より大山を望む

## 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆さまには、益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、平素から農業委員会の活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く厳しい情勢の中、本町農業委員会では鳥取県農業会議が定めた「農地を守り活かす全県運動」をスローガンに、農地の一斉パトロール等の活動をしています。これにより、町内の農地利用状況を把握することで、維持管理ができない土地所有者への耕作者の斡旋、耕作放棄地の解消及び発生防止に努めてまいりました。

このような中で、広く農業委員会の活動を多くの皆さまに知っていただくために、今回から農業委員会だよりを発行することとなりました。

今後は、様々な情報を発信し、本町の農業を取り巻く環境が少しでも良くなるよう取り組んで参る所存でございます。

町民の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が皆さまにとりまして良い年でありますことをご祈念申し上げますとさせていただきます。

伯耆町農業委員会長 谷口 輝雄

# 伯耆町農業委員会

任期 平成23年7月20日から平成26年7月19日

議席番号	氏名	担当地区	議席番号	氏名	担当地区
1	おか 岡 あき よし 章 義	宇代・荘地区	14	い 井 ざわ けん いち 澤 健 一	上細見・立岩・林ヶ原
2	み かも てつ ろう 美 甘 哲 郎	岩屋谷	15	こ 小 にし のり あき 西 憲 昭	丸山・半川・大原
3	えん どう みつ あき 遠 藤 光 明	小野・小町・金廻	16	かげ やま ただ し 影 山 忠 嗣	大寺・殿河内
4	か がわ けん めい 加 川 賢 明	遠藤・押口	17	おお はし みき お 大 橋 幹 男	吉長・駅前
5	た なか しよう じ 田 中 昭 治	三部地区	18	なか むら ひで お 中 村 英 夫	中祖・古市・父原
6	ほり お ゆう し 堀 尾 祐 史	坂長	19	もり た てつ ろう 森 田 徹 郎	真野・小林・藍野
7	いの うえ しやういちろう 井 上 祥一郎	大江・長山・妙見寺・貴住・上野・大平原	20	なが み ふみ お 永 見 文 夫	富江・福永・大坂・末鎌・添谷
8	はた 畑 よし お 畑 嘉 夫	二部地区・福居	21	くるま むつ ひろ 車 睦 宏	畑池地区・福岡地区
9	き むら しゆう し 木 村 修 司	籠原・栃原・大瀬	22	おお え くに お 大 江 國 夫	宮原・大倉・大原
10	の ざか けん いち 野 坂 賢 一	岸本	23	き じま やす ひろ 木 嶋 泰 洋	谷川・白水・根雨原
11	あり き ひで あき 有 木 英 昭	吉定・清山	24	ふか だ なり ひろ 〇 深 田 成 弘	溝口地区・金屋谷・岩立・大内
12	かめ やま ひで と 亀 山 英 登	久古・福原・口別所	25	たに ぐち てる お ● 谷 口 輝 雄	番原・須村
13	なか むら かず お 仲 村 一 男	間地・焼杉・船越・福吉・福島	●会長 ○職務代理		

農業委員会は、農業者の代表で構成される行政委員会で、農地の保全や有効利用などに向けた活動を行います。

## 平成25年春季農作業労働標準賃金協定表

春季農作業労働標準賃金を次のとおり決めました。

これを目安とし、お互いの話し合いにより取り決めを行ってください。

作業名		溝口地域 (中間農業)	岸本地域 (平地農業)	(消費税込み) 摘要
一般農作業	男女共	6,900円		8時間労働賄いなし
耕うん	整備田	6,400円		10a当たり
	未整備田	7,000円		10a当たり
代かき	整備田	荒代	6,000円	10a当たり
		植代		
		荒植代同時		
	未整備田	荒代	6,700円	10a当たり
		植代		
		荒植代同時		
機械田植	整備田	6,100円	5,400円	10a当たり
	未整備田	7,000円	6,200円	10a当たり
	側条施肥	500円加算		10a当たり
	牧草刈り	3,700円		10a当たり
	畦畔草刈	1,500円		1時間当たり
	畔付け	50円		1m当たり



# !! 農地制度が変わりました !!

「農地法等の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月から新たな農地制度がスタートしています。

## 農地を貸したいんだけど…

### 農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

#### 農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



## 耕作しないでいると…

### 遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



## 許可なく転用してしまうと…

### 違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における 行政代執行 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	2年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

## 農地を相続する場合は…

### 農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができますように



## 第10回 全国和牛能力共進会長崎大会に参加して



上位入賞表彰

伯耆町谷川 木嶋 泰洋

第10回全共長崎大会出品の私の目的は、牛の見方、作り方の検証でした。その意味で今大会の種牛の部第5区(繁殖雌牛群)の優等4席、第6区(高等登録群)の優等3席という結果は嬉しい成果でした。

そして更なる成果は、列強県の数十分の一という母数しかない鳥取県でも「少しでも上位に入るためなら、出来る限りのことをやる」という強い意志を持った出品者と、支援メンバーによるチ

ームが一丸となって臨み、好成績を得ることが実証できたことです。

県共などとは異なり、全共に向うために費やす時間や労力は桁違いで、到底個人で向えるものではありません。

今回の種牛5区、6区の好成績はチーム力の表れに他なりません。太りすぎは減点されるため栄養価の低い河原の草を与え、毎朝毎晩の手入れや調教を繰り返してきたメンバーが最終審査時に合掌して祈り、序列が決まった時には涙している姿を見た時

「何より、このチームで戦ってこれで良かった」と胸が熱くなりました。

一緒に出品したメンバー、スタッフ、留守の牛舎を守ってくれた青年部、伯耆町、農協、県の関係者を始め支援して下さった多くの皆さまに心より感謝いたします。

そして、今回のようなチームの組み方が受け継がれ、伯耆町の伝統となり、次回の宮城大会以降さらなる好成績を得て、伯耆和牛の名声が全国に轟き渡ることを願って止みません。

本当にありがとうございました。



第5区優等4席入賞披露

(注) 全国和牛能力共進会は5年に1度開催され、和牛のオリンピックとも呼ばれています。第10回大会は長崎県佐世保市のハウステンボスにて、平成24年10月25日から29日の間で出品牛の審査、成績発表が行われました。次回の第11回大会は、平成29年に宮城県で開催されます。

## 編集後記

伯耆町農業委員会では、町民の皆さまに委員会の業務と委員の活動を広くご理解いただけたらとの思いで、農業に関する広報誌として「農業委員会だより」を年2回発行することとしました。

今後、皆さまに親しんでいただける広報誌になる様に、編集委員一同努力してまいります。

町民の皆さん、農家の皆さん、身近な情報や紙面へのご意見ご感想などがありましたら伯耆町農業委員会事務局までお寄せください。

広報編集委員

委員長 車 睦宏

委員 堀尾 祐史、加川 賢明、永見 文夫、井上 祥一郎

連絡先 62-0715 (農業委員会事務局)